

【諮問第188号】

19川情個第27号

平成19年10月22日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会

会長 安富 潔

公文書開示請求に対する全部開示処分に関する異議申立て  
について（答申）

平成18年9月1日付け18川総法第114号で諮問のありました公文書開示請求  
に対する全部開示処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関の行った全部開示処分の判断は妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成18年8月10日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、健康福祉局が局管理職約30人を動員して同年4月11日（火）夕刻、同局企画課の女子職員の机・書類・私物等を強制移管をする前日に、総務局法制課に健康福祉局が相談した内容に関して、法制課の課内決裁及び法規担当専門委員である弁護士と他弁護士との合議等の経過（仕組み）に関する書類の写しの交付請求を行った。

実施機関は、平成18年8月18日付けで、請求対象公文書中、別途文書不存在として拒否処分を行った総務局法制課に健康福祉局が相談した内容に関して、法規担当専門委員である弁護士と他弁護士との合議等の経過（仕組み）に関する書類を除いた健康福祉局が局管理職約30人を動員して同年4月11日（火）夕刻、同局企画課女子職員の机・書類・私物等を強制移管をする前日に、総務局法制課に健康福祉局が相談した内容に関する法制課の課内決裁に関する文書の全部開示処分を行った。

異議申立人は、平成18年8月22日付けで、担当した弁護士が他の弁護士との協議もなく強制移管を執行させたことは、組織対応に問題があり、法制課の性格としても他に正式決裁文書があるはずである、として全部開示処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第188号事件）。

## 3 異議申立人の主張要旨

平成18年10月30日付け意見書及び平成19年7月9日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、健康福祉局が局管理職約30人を動員して4月11日（火）夕刻、同局企画課の女子職員の机・書類・私物等を強制移管した際、総務局法制課の弁護士が立ち会ったことに関して、当該弁護士に関する決裁書類や合議等の経過（仕組み）等の開示を求めたが、開示されたのは別途、健康福祉局から開示されていた簡単な報告書と同じもので、他の書類の存在への疑問を感じ、異議申立てを行った。
- (2) 法規担当専門委員である弁護士は、川崎市に雇用されており、一方で弁護士法に基づく対応が求められている。前日の4月10日（月）に相談を受けたとしても、開示された報告書には、翌日の立会い依頼、実績報告も記述されておらず、課内の決裁もなく単独に動いているように感じる。
- (3) しかも開示された文書は職員の確認チェックのあるきわめて簡単な様式のものであり、これで弁護士が簡単に動くとは考えられない。開示された様式以外に行政機関として、通常の決裁文書があるはずである。

## 4 実施機関の主張要旨

平成18年10月10日付け処分理由説明書及び平成19年3月12日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

(1) 本市では、川崎市法規担当専門委員に関する要綱に基づき法規担当専門委員を置き、行政内部の相談業務を実施している。

一般的な法律相談の流れは次のとおりである。

ア 所管から法制課に法律相談の申込み

イ 法律相談の事前に法制課担当職員と相談内容の確認、問題点の整理等の実施

ウ 所管課は、「法規担当専門委員による相談申込票」を作成し、法制課に提出

エ 法律相談の実施（原則、法制課担当職員も同席）

オ 所管課は、「法規担当専門委員による相談の回答の概要」を作成し法制課に提出

カ 法制課担当職員が回答の概要の内容を確認し、課内に回覧

(2) 本件開示請求については、対象公文書を所管課から提出された「法規担当専門委員による相談申込票」及び課内回覧の処理票が添付された「法規担当専門委員による相談の回答の概要」と特定し、全部開示処分を行ったものであり、他に本件請求に係る対象公文書は一切存在しない。

(3) 所管課に「法規担当専門委員による相談の回答の概要」の提出を求める理由は、法規担当専門委員からの意見等を正確に把握できたかを所管課と法制課とで相互に確認することを目的とするものであり、また、他の事例への参考とするため、課内で回覧を行っているものである。

(4) 法律相談については法制課として拒否することもなく、相談に至るまでに法制課長の意思決定は必要とされていない。厳密な意味での課内決裁文書というものは存在しないが、決裁に代わって課内での回覧は行っているため、開示請求の対象公文書を広くとらえて、回覧文書を対象文書として、全部開示処分を行った。

## 5 審査会の判断

(1) 異議申立人は、平成18年4月11日、同人の健康福祉局総務部企画課からの異動に関連し、同人が管理していた書類等を健康福祉局の職員が搬出した件について、前日に健康福祉局が総務局法制課に相談した内容に関して、法制課の課内決裁に関する書類の開示を求めた。

実施機関は、「法規担当専門委員による相談申込票」及び「法規担当専門委員による相談の回答の概要」を開示しているが、異議申立人は他に正式決裁文書があるはずであると主張する。そこで他に文書があるか否かを検討する。

(2) そもそも異議申立人が管理していた書類等を健康福祉局の職員が搬出した件については健康福祉局が行ったことであり、健康福祉局が事前に法律相談を受けることを希望したことから、法律相談を担当する法制課が対応したものである。

法制課によれば法律相談の流れは、上記「4 実施機関の主張要旨 (1)」において述べているとおりである。

(3) 法制課によれば本件法律相談は上記の一般的な法律相談の流れに従って実施さ

れたものであり、「法規担当専門委員による相談申込票」及び「法規担当専門委員による相談の回答の概要」が作成されている。法律相談を実施する上では、前記「法規担当専門委員による相談申込票」及び「法規担当専門委員による相談の回答の概要」の他に必要な文書があるとはいえず、正式な決裁文書がなくても不自然ではない。そして、他に健康福祉局が、総務局法制課に相談した内容に関して、法制課の課内決裁に関する書類の存在をうかがわせる事実はない。

よって、実施機関の判断は妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	小林	美智子
委員	鈴木	庸夫
委員	高岡	香
委員	安富	潔